

# 「申し給ふ」の解釈をめぐって

——「公的奏上」とその背景——

森 山 由 紀 子

キーワード：申し給ふ 宣命 古事記 万葉集 敬語史

はじめに

「みちのくの小田なる山に金有りと麻宇之多麻餼礼」(『万葉集』一六―四九四)をはじめ、上代から中古の文献に散見する「申したまふ」(2)という表現をめぐっては、有坂(一九三八)以来、多くの解釈がなされてきた。この表現が問題になるのは、ひとえに、臣下等、その文脈において敬意の対象とするにふさわしくない人物の行為であるにも拘わらず、一般には尊敬を表す補助動詞とみなされる「給ふ(賜ふ)」という語が用いられているためである。以下、本稿では、従来の諸説を検討して、

・「給ふ」を謙讓と解する説と、尊敬と解する説には問題がある。  
とした上で、

・「申し給ふ」は、上奏の場面で用いられる場合がある。

・その場合、「申す」と「申し給ふ」には、実質的な意義の違いがあったはずである。

・このことを述べる。そして、「上奏する」という文脈で用いられた「申し給ふ」の意義について考察し、

・「申し給ふ」が上奏するという文脈で用いられる場合、それは単なる上奏ではなく、特定の手続きを踏み、整った形を持った、「公的な奏上」を指し示している。そして、その背景として、朝堂院での本来の政のあり方と口頭政治の形式と

が深く関わっている。

ということ論ずる。

なお、本稿は、「執政する」意義との関係、及び、「給ふ」の解釈について予定している後稿の基礎となるものであり、両稿併せて、尊敬の補助動詞と言われる「給ふ」の、奈良朝以前の意味と用法を考える上での一助としようとするものである。

まず、天平勝宝期までの「まをしたまふ」の用例を、年代順に並べると次のようになる。(末尾の記号、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は、五章に述べる意味による分類)

1…八隅しし吾大王の天の下申賜ば万代にしかしもあらむと

(?)

(持統一〇66年『万葉集』二一九高市皇子尊  
城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首)

2 (応神天皇が) 詔別者「大山守命は山海之政を為よ。大雀命は食国之政を執りて以て白賜。」

(ハ)

(和銅五72年『古事記・中巻(応神)』)

3 (聖武天皇が) 詔曰、「…故親王等始而王臣汝等、清明正直<sup>キキ</sup>、心以、皇朝<sup>ツ</sup>穴扶奉而、天下公民<sup>ツ</sup>奏賜<sup>ト</sup>詔命、衆聞食宣。…」

(ニ)

「申し給ふ」の解釈をめぐる

(神龜元724年『続日本紀』宣命第五詔・聖武)

4 (聖武) 天皇、大極殿に御しまして詔曰、「…

a…我皇太上天皇大前<sup>ニ</sup>恐<sup>コソ</sup>、進退匍匐廻<sup>カリ</sup>白賜<sup>ト</sup>受被賜<sup>ク</sup>者、(次に続く)

(イ)

b 卿等問来政者、カクヤ答賜、カクヤ答賜<sup>ト</sup>白賜、(次に続く)

(イ)

c 官<sup>ニ</sup>ヤ治賜<sup>ト</sup>白賜<sup>ヘバ</sup>…

(イ)

d…京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等<sup>イ</sup>負<sup>レ</sup>凶龜一頭獻<sup>ト</sup>奏賜<sup>ク</sup>…

(イ)

(以上、天平元729年『続日本紀』宣命第六詔・聖武)  
5 万代に坐し多麻比て天の下麻乎志多麻波<sup>ネ</sup>みかど去らずて

(?)

(天平二730年『万葉集』五八五山上憶良)

6…(天皇が、多治比広成を) 天下奏多麻比し家の子と選多麻比て

(?)

(天平五733年『万葉集』五八六山上憶良)

7 右大臣橘宿禰諸兄、詔を奉<sup>ウ</sup>、太上天皇に奏して曰く、「天  
皇大命<sup>ニ</sup>坐<sup>セ</sup>奏賜<sup>ク</sup>…我皇天皇大前<sup>ニ</sup>貢事<sup>ヲ</sup>奏」

(ロ)

(天平一五743年『続日本紀』宣命第九詔・聖武)

「申し給ふ」の解釈をめぐって

一五四

8 是に於て太上天皇詔報して曰く、「…」

a 『…此王を供へ奉らしめ賜へば、天下に立て賜ひ行ひ賜へる法は絶ゆべき事はなく有りけりと、見聞き喜び侍り』<sup>ト</sup>奏賜<sup>ト</sup>詔大命<sup>ヲ</sup>奏。(次に続く) (口)

b 又、『…一人二人を治め賜はなとも思しめす』<sup>(4)</sup>奏賜<sup>ト</sup>詔大命<sup>ヲ</sup> (次に続く) (口)

c 奏賜<sup>ハ</sup>クト奏。

(天平一五七四年) 『統日本紀』宣命第十詔・元正

9 (天皇は) 勅して、左大臣橘宿禰諸兄を遣して仏に白さく

a 三宝ノ奴<sup>ト</sup>仕奉<sup>ル</sup>天皇<sup>ヲ</sup>命盧舎那像ノ大前<sup>ニ</sup>奏賜<sup>ヘ</sup>ト奏<sup>ク</sup>…聞

看食國中ノ東方陸奥国守從五位上<sup>ニ</sup>百濟王敬福、部内小

田郡<sup>ニ</sup>黄金在奏<sup>テ</sup>献<sup>ス</sup>… (口)

b …百官ノ人等率<sup>テ</sup>礼拝仕奉事<sup>ヲ</sup>挂畏<sup>ニ</sup>三宝ノ大前<sup>ニ</sup>恐<sup>ミ</sup>恐<sup>ミ</sup>奏<sup>シ</sup>賜<sup>ハ</sup>クト奏。

(天平勝宝元749年四月) 『統日本紀』宣命第十二詔・聖武

10 中務卿石上朝臣乙麻呂宣「…」

…又御世御世<sup>ニ</sup>当<sup>テ</sup>天下奏賜<sup>レ</sup>国家護仕奉<sup>ル</sup>事ノ勝在臣<sup>ヲ</sup>侍所

ニ<sup>ハ</sup>置表<sup>テ</sup>… (二)

(天平勝宝元749年四月) 『統日本紀』宣命第一三詔・聖武

11 …小田なる山に金有と麻宇之多麻敏禮 (イ)

(天平勝宝元749年五月) 『万葉集』二一〇〇五品大伴家持

12 左大臣橘宿禰諸兄、詔を奉<sup>リ</sup> (八幡の) 神に白て曰、

a 「天皇<sup>ガ</sup>御命<sup>ニ</sup>坐、申賜<sup>ト</sup>申<sup>ク</sup>…則ち朕も(盧舎那仏を) 造り奉らむと思へども、え為さざりし間に、(次に続く) (口)

b 豊前国宇佐郡に坐す広幡ノ八幡大神ニ申賜<sup>ヘ</sup>、勅<sup>ク</sup>「神我、天神・地祇<sup>ヲ</sup>率<sup>レ</sup>あいざなひて必ず成し奉らむ…」と勅り賜ひながら成りぬれば… (イ)

c …恐<sup>ケ</sup>レドモ、御冠献事<sup>ヲ</sup>恐<sup>ミ</sup>恐<sup>ミ</sup>申賜<sup>ク</sup>ト申。 (口)

(天平勝宝元749年一二月) 『統日本紀』宣命第一五詔・聖武

13 いにしへゆなかりししたびまねく申多麻比ヌ (イ)

(天平勝宝三751年) 『万葉集』一九一四品大伴家持

一、「申し給ふ」の意義をめぐる論争の経緯

まず、「申し給ふ」という表現に関する従来の論争の経緯をたどることから、問題点を明らかにしていきたい。

A 「有坂説」「意義は「申す」と同じ。儀式的な気持ちを含む。

「給ふ」に敬意なし。」

有坂秀世（一九四四 a）は、

いた。」

①「上代の文献に現れる四段活用補助動詞『たまふ』が、

としながらも、

「その附属する動詞の主語に對して何ら敬意を表す必要の無い場合に用ゐられ」ている例を列挙し、それが「常に唯『申したまふ』といふ形でのみ現れる」

⑤「申す」と「賜ふ」との複合した形を持つ「申したまふ」といふ語が、何故その表す行為の主體に對して何ら尊敬の意を含まない場合に用ゐられ得るのか、その理由は私にとつて

ということを指摘した。そして、その「申したまふ」の意義に ついて、

は今日もなほ不可解である。」  
と、課題を残した。

②「申す」と少しも違はない」とした上で、

次いで、有坂秀世（一九四四 b）は、前稿に基づき、奈良朝

③「申したまふ」は「その使用範圍が狭く、専ら神や天皇や皇太子に申し上げる場合、又は上官に申す場合などにのみに限られている」ことから、「申す」がごく一般的な意義を表す語であつたのに對し、『申したまふ』は特に鄭重な儀式的な気持ちを含んだ語（現代語で言へば「言上する」などに相當するもの）ではなかつたか」

の宣命（9 a・12 a、及び、『元興寺縁起』の「天平一八年四月一九日詔」）に見られる「申し賜へと申さく……（する）事を申し賜はくと申す」という表現は、  
①天皇の言葉を、勅使がそのまま代読したものである。  
とした上で、

と結論づけた。そして、「申したまふ」の「たまふ」については、

②「言上せよとて申す事は」……「しかじか言上する由を申す」という意であると解した。

④「敬語として附加された『たまふ』ではなくて、『申したまふ』全體が一つの不可分な意義を表す一語として意識されて

B「三宅説」「申す」も「給ふ」も實質的な意義を有する政治用語。「申したまひ」は政治上の手續きをさす。」

「申し給ふ」の解釈をめぐって

「有坂説」に對して、三宅清（一九五三）は、

「申し給ふ」の解釈をめぐって

一五六

①「申したまふ」が、「言上する」という意味であるならば、「何故に『申したまはくと申す』即ち『言上する由を申す』と言ふ必要があるのか。」「言上する』『申し給ふ』で十分ではないか。」

②仮に「申したまふ」を「言上する」と解しても、語法的に、「申したまはくと申す」は「言上することですと申します」という意味であつて、「言上する由を申す」と解するためには、「申したまはくと申す」とでも言わねばならない。

という疑問を提出した。そして、「申したまはくと申す」と重ねてゐるのは、

③『申したまはくと申す』とは、各々異なる意味の言葉であり、それぞれ異なる役を果してゐる」

ためであるとし、延喜式等の記述から、「申したまふ」は、④実質的な意義を有する語が複合した政治関係の用語である。

即ち、「申す」は「政治上の用語として、上の役所官廳に對して言ふ事」、「給ふ」は「上級者から下の者に與へる意味」で、「官に申して給ふ事を熟しては『申し給ふ』と言つた」という考えを示した。例えば、a「延喜式（中務省女官季祿）」の例（「朝政関係の用例」として末尾の【補注】の後に一括し

て挙げる）は、「中務省が、太政官即ち上に申して大臣の判明を得て、官人に給せんとして上申をする」と言ふ事である。」という。

しかし、これは、単に、「申し」て「給ふ」という、二種類の行為を並列して述べたものではないらしく、一方では、

⑤「上に乞ふ事がある場合、もしくはは官務を遂行するに際して、上の裁決をもとめ許可をもとめる段階がある。その段階を踏み行う事が『申したまふ』と言ふ言葉の内容であつた。」

として、b「延喜式（式部上・朝堂座）」を引用し、「朝堂座に於ける以上のような辨の行為の始終が即ち政を申請事の全貌であ」と述べられている。つまり、「申したまひ」という、まとまつた一つの具体的な政治上の行為をさし示すということであり、もし、そうだとするならば、④の結論と矛盾することになり、記述にゆれが生じている。これは、D「佐藤・金田一説」、E「桑田説」等にあとで指摘されるような、論の不完全さによつて、必然的に生じた矛盾であるとも言えよう。

C「時枝説」「給ふ」は「させていただく」意を表す敬語。」

次に、時枝誠記（一九五三）は、「給ふ」を敬語以外の語として解しようとした「有坂説」・「三宅説」を批判し、義門の

見解を引用して、

①「『たまふ』は尊者卑者のいづれをも、主語とすることが出来る」

とし、従つて、

②「『申したまふ』は、『申させていただく』と解するのを適當とする」

という解釈を示した。<sup>(6)</sup>

D「佐藤・金田一説」「給ふ」は、「申す」者への尊敬語。」

佐藤喜代治（一九五五）は、断定を控えながらも、「古へゆ無かりし瑞度まねく申したまひぬ」（『万葉集』一九一四五）

という例においては、

①「上奏することに表現の重点」があり、『たまふ』には形式的意義しかない」

という点で、『三宅説』に疑問を提示し、

②作者が、言上する者に敬意を表はすために「たまふ」という敬稱を用いた

という解釈を示した。

金田一京助（一九五九）は、

①「天の下を申し給ふ」は、「国政を天皇に執奏する意（天の

「申し給ふ」の解釈をめぐって

下のまつりごとを申す）の意。「奏上して政務をとる」から

「政務を取る」になった。

②政治執奏は高官が行うから、「給ふ」をつけた。

③「奏上」する場合も、古い慣用句「申し給ふ」が用いられたと説明した。

佐藤・金田一の説明は、細部の違いはあるけれども、「給ふ」を「申す」人への敬意を表す尊敬語とする点において、共通している。

E「桑田説」「申し給ふ」は上奏の意。「給ふ」は、公的立場を意識して、動作の主体を高める待遇表現としての「尊重語」である。」

桑田明（一九六一）は、有坂・時枝、両説に対する三宅氏の反論を是とした上で、しかし『三宅説』に対して、

14民部省申々返文可給骨申給へト申ッ

（『朝野群載卷六（官中政申詞）』）

という、廳申文の例、及び、a「延喜式（中務省・女官季

祿）」・b「延喜式（式部上朝堂座）」・c「北山抄（外記

政）」・d「北山抄（諸国申請増加鎮守明神位階封戸事）」の例、さらに、宣命における「申し賜へと申さく」の例において、

「申し給ふ」の解釈をめぐる

いずれも、

①「申し給ふ」は即ち（対上の一方的動作としての）「申請」であつて、「給付」の意味は除外されている。「行為の実質に

おいては「申す」と何ら異ならない。」  
という反論をした<sup>7)</sup>。そして、

②「同じ「申し給ふ」「語らひ給ふ」「宣ふ」などの「たまふ」

が、或場合には尊敬語であり、或場合には尊敬語でないという識別の根拠はどこにあるのであろうか。」

という問題を提起し<sup>8)</sup>、その上で、

③「申し給ふ」は、「天皇として、天皇の代理として、官人として、自らを尊重しつつ、また他からも尊重される姿勢において「申す」のである」として、「給ふ」には、公的立場を意識して動作の主体を高める「尊重語」としての意味があつた。

という考え方を提示した。つまり、実質的には「申し給ふ」と「給ふ」は同じ行為であるけれども、待遇表現の有無が異なっている。という説であると言える。

「申し給ふ」という表現についての解釈は、以上、AからEの五つにまとめることができる。そして、その後の辞書の記述

や講座類等の解説が、大枠においてAからEのいずれかを踏襲したり、複合せたりしたものであるけれども、やはりその結論がさまざまであることから、AからEのうち、定説となつたものがいまだにないことがわかる。

例えば、春日和男（一九七二）に、

要するに、タマフ・タブが単独に用いられても、既に「田たびて」（『万葉集』二〇一四五五あかねさす昼は田たびてぬば玉の夜の暇に摘める芹これ）のように「戴く」に近く用いられて、謙称に転ずる傾向があるから、一種の被支配的敬称としての用法にたつものと見ることは自然であらう。

とあるのは、C「時枝説」を踏襲したものである。また、例に挙げられている『万葉集』の「タブ」は、詞書に「天平元年班田之時、使葛城王從<sub>二</sub>山背国<sub>一</sub>贈<sub>二</sub>薛妙観命婦等所<sub>一</sub>歌一首」とあるように、当時左大弁だった葛城王（橘諸兄）が官人として班田を「給付」したことを言っているのので、「戴く」という謙称ではない。従つて、時枝説に新たな論拠を加えるものではない。また、西宮一民（一九八一）の

「万世に坐したまひて天の下マヲシタマハネ」（萬八七九）

のマヲシタマフ（四段）は政務を執り行ふの意となるが、当時の政治のあり方から見ると「言上させていただく・奏上する」方法で政治を行っていた。それで「豊前国宇佐郡に坐す広幡の八幡大神に申賜へと申さく（一五詔）のマヲシタマへに見られるように謙讓語としての使用に展開した。という記述も、C「時枝説」の完全な踏襲である。

一方、辞書の記述においては、①上奏と②執政という二つの意味を挙げるのが主流のようである。『日本国語大辞典』（小学館・一九七六）には、

【もうし給う】

①「申す―②（政務について奏上する。政治をとり行う）」に、尊敬の補助動詞「たまう」の付いたもの。「天の下申し給う」の形で用いる。天皇に代わって政治をとり行なわれる。天下の政を執奏なさる。②「たまう」が尊敬の意を表さないものがある事について、上官に言上する。上奏する。この「たまう」の使用については諸説あって決しがたい。

とあり、D「金田一説」を一部とっている。『時代別国語大辞典上代編』（三省堂・一九八三）に、

「申し給ふ」の解釈をめぐって

【まをしたまふ】「奏賜・申給（動四）①政務をとり行う。②申し上げる。上奏する。謙讓語。（用例は省略）」考」単なるマヲスよりも鄭重な儀礼的な意味を持つものと考えられ、言上するに相当するといわれる。この場合タマフは、活用は四段であるが、意味の上からは下二段の謙讓をあらわすタマフと同じく、させていただけと解されるものである。

とあるのは、A「有坂説」とC「時枝説」の複合である。

B「三宅説」に基づくのは『古語大辞典』（小学館・一九八三）で、

【まをしたまふ】「申し給ふ」

①上奏する。政務を上司に報告する。②政務を執り行なう。『語誌』「申す」と「給ふ」の複合固定した語で、「給ふ」に、一般の補助動詞としての敬意の認められないものである。元来は「申す」は上奏を、「給ふ」は下に対する給付を、それぞれ意味し、上奏裁可を経て政務を決裁する意であったものであろう。それを、天皇を頂点とする律令官僚機構の確立とともに、その政治用語として慣用固定し、上奏の意①にも、また「天の下を申し給ふ」「天の下の公民

「申し給ふ」の解釈をめぐって

一六〇

を申し給ふ」のような形で政治を執り行ふ意<sup>②</sup>にも用いられたものと思われる。

として、原義は「三宅説」の通りであったが、「上奏」「執政」の意に用いられるようになったのは、慣用固定化した結果であると、E「桑田説」①の「三宅説」に対する反論に答えている。

## 二、C説・D説の問題点

以上、従来の論争の経緯が明らかになったところで、各説に對して検討を加える。

まず、C「時枝説」の問題点については、三宅氏の反論によつて全て尽くされていると言えよう（注⑥参照）。そもそも論証の方法から見ても、「たまふ」には尊者のことに附ける場合と、卑者のことに附ける場合とがある「根拠として挙げられている用例は、当該語である「申し給ふ」以外には、

15 今年六月晦日之大祓<sup>③</sup>祓給<sup>④</sup>と清給事<sup>⑤</sup>（大祓詞）

ただ一例である。しかも、「このような場合は『タテマツル』『マツル』の意味になる」と義門が述べているというだけで、

この例についての独自の論証は何もない。この祝詞に見える「給」自体、数々の解釈を持ち、未だ解決していない用法であ

る。四段活用の「たまふ」が、他では「戴く」という意味に用いられていない以上、この例をもって、「給ふ」が謙讓語にも用いられたとする解釈は、無理があると言わざるを得ない。

次に、D「佐藤・金田一説」であるが、確かに、1は人麻呂から高市皇子に対する敬語、4 a・b・cは聖武天皇の自敬表現<sup>⑩</sup>、5は上にも「坐したまはね」とあることから、憶良の旅人に対する、6も憶良の広成に対する、7は奏者の太政天皇に対する敬語、と、単なる尊敬語として説明できるかに見える例もある。しかし、この考え方は、2「古事記」、3「統日本紀」

第五詔、4「統日本紀」第六詔、といった例が説明できない。

特に2・3は、天皇自身が、臣下に対して命じている場面で、他と比して、ここにのみ尊敬語が用いられるということは不自然である。もっとも、「金田一説」にあるように、この段階ですでに「慣用化」していたという考え方もできないわけではないが、もしも、「慣用化」するとするならば、それは、政務に携わる者を尊敬語で待遇する層の人々の世界で始まるはずである。そのようにして「慣用化」した言葉を、天皇が即位の詔において用いるということは考えにくい。また、有坂・三宅が問題にした、9 a・b・12 a・cの、「申したまへと申す」「申し

たまはくと申す」という表現についても、何ら解決は与えられない。以上のことから、D説の解釈も不十分であると言える。

### 三、「申し給ふ」と「申す」の関係

——実質的意義の違いはあるか——

そこで、残ってくるのはA「有坂説」・B「三宅説」・E「桑田説」の三つである。三説を、「申し給ふ」全体の意味の解釈に注目して比較してみると、「申し給ふ」を、実質的には「申す」と同じとした点で、A「有坂説」とB「桑田説」は共通している。

まず、「申し給ふ」は「申す」と大差なく、『言上する』の意」としたA「有坂説」に対して、「申す」は上奏、『給ふ』は給付を表す」とした、B「三宅説」の根拠は、『申し給ふ』が、単なる「申す」・「奏す」と明確に異なる意味を持つていなければ、『申したまへと申さく』『申したまはくと申す』といった表現は、同じことを重複して述べた言い回しになる。」ということであった。それに対して、E「桑田説」が、やはり、『申し給ふ』は上奏の場面で用いられており。実質的な給付の意味はない」ことから、『申し給ふ』が行為の実質において

「申し給ふ」の解釈をめぐって

は「申す」と何ら異ならない」としたことは、一章のE①に見た通りである。そして、桑田氏は、B「三宅説」の提示した先の問題に対して、

「申し賜へと申す」・「申し賜はくと申す」という表現の、「申し賜ふ」は、「天皇の詔命を奏する」意味であり、

「申す」は、単に「奏する」意味であろう。そして、「申さく……と申す」は、漢語「奏曰」に相当し、奏することの内容を指示すると思われる。(傍線筆者)

と答えて、宣命の、「大前に申し賜へと申さく……事を……申し賜はくと申す」という構文を、

「大前において次の内容の大御言を奏上し給えと勅使に命じておき、さてその奏上する内容は……事を……大御言として奏上し給う次第というのが、つまり奏上の内容なのであります」(桑田注)「給ふ」はそれに相当する口語が見当らないのでそのままにおいて。(傍線筆者)

と解した。確かに、このように解すれば、三宅氏の提示した問題点は氷解し、9 a・12 aをはじめとする宣命の文意は明快になる。「申さく……と申す」の解釈についても、何ら異存はない。しかし、傍線を施した、「申し賜ふ」は、「天皇の詔命を奏す

る「意味である」という説明、及び、その結果としての訳は、「申し給ふ」と「申す」が行爲の実質において同じだとする、「桑田説」の主張と矛盾している。つまり、この説明と解釈において、「申し給ふ」に、単なる「奏する」とは実質的に異なる「天皇の詔命を奏する」という新たな意味が付されているのである。しかし、この新たな意味がどこからきたものか、また、他の文脈においてはどうか、ということについての説明はない。はたして、「桑田説」が主張する、「公的立場を意識して動作の主体（この場合は自己）を高める」という、待遇表現としての「給ふ」が加わることで、このような意義が生じるのだろうか。そもそも、「申さく…申す」の「申す」においては、なぜその「公的立場」が意識されないであろうか。待遇表現である以上は、基本的には、ある人物の待遇の仕方は一貫しているはずである。もちろん、待遇表現が欠落することもしばしばあることではあるが、その有無が、このように実質的な意義と相関しているとなれば、それはもはや待遇表現とは言い得ない。

さらに、「給ふ」を待遇表現とすることに關して述べると、先の例では、言わば「天皇としての自覚において」という待遇

表現として用いられていたのと同じ「給ふ」が、例えば万葉集四〇九四「金有りとマウシタマハレ」の例などは、「官人としての自覚において」「天皇に対して奏上する場合にも用いられているのである。これは、やはり、「人の扱い方」を定位する、「待遇」表現のあり方としては、問題があるのではないだろうか。それよりも、むしろ、双方の「申し給ふ」に、実質的な意義の上で共通するものがあるとするほうが自然なのではないだろうか。

つまり、「申し給へと申す」「申し給はくと申す」という表現を理解するためには、やはり、「申し給ふ」と、「申す」とは、何らかの形で、実質的に異なる意義を持つていると考えなければならず、その意義を具体的に明らかにする必要があると考えられる。そして、「桑田説」が指摘したように、「申し給ふ」が、明らかに上奏の場面で用いられている以上、「三宅説」にも問題点がある。そこで、上奏の場面で用いられた「申し給ふ」の意味を、より明確に具体化することが、第一の論点として浮かびあがってきた。

#### 四、平安時代の史料に見る「申し給ふ」

——公的に奏上する——

平安時代史料における「申し給ふ」の用例を見ると、それが、ある特定の行動をさし示していることは明らかである。例えば、三宅・桑田も引用したb『延喜式』(式部上・朝堂座)は、朝堂での太政官の聴政の次第を規定した文である。問題となるのは、辨が発する、

「司司の申せる政、申給と申す」という言葉なのだが、橋本義則(一九八六)が『延喜式』と『儀式』等に依って再構した太政官聴政の次第から、この言葉が発せられるに至る状況を粗述する。(直接に関わらない手続きを多く省いてある。朝堂院内部の位置関係については、図一参照。)

- ①各司の朝座がある朝堂で、諸司が日常の政務を行う(常政)
- ←
- ②政務の内容によって諸氏が暉章堂の弁官のもとへおもむいて政務の報告(申政)を行う。
- ←

- ③弁官は、諸司からの政務報告と太政官内の庶務を整理し、

「申し給ふ」の解釈をめぐって

上申すべきものを弁別する。

- ←
- ④大臣が昌福堂の朝座につき、大臣の召をうけて中納言・参議が昌福堂に昇る。

- ←
- ⑤常政を終えた弁官は、少納言らとともに暉章堂から降り、大臣のいる昌福堂の前庭にある版位に就く。

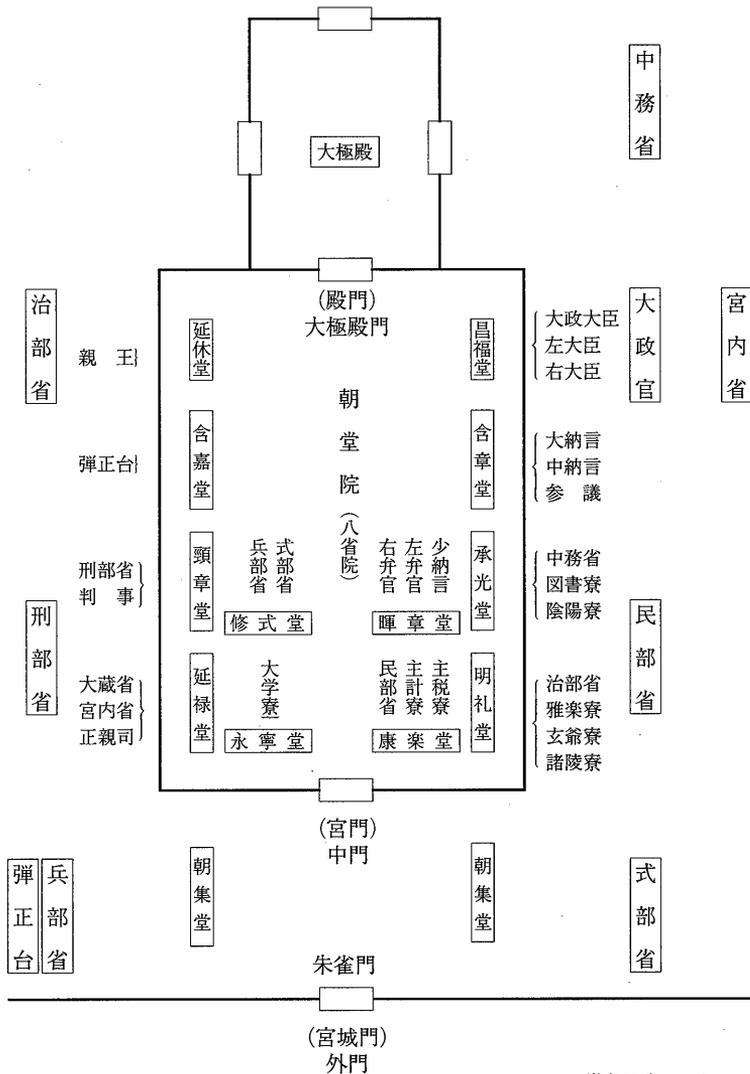
- ←
- ⑥大臣が召すと、五位以上の者は石階を登り官司ごとにまわって昌福堂につき、六位以下は官次によって昌福堂の庇の案のもとに北を向いて立つ。

- ←
- ⑦弁官が申政を行う。この冒頭で弁官が「司司の申せる政、申給と申す」と宣言する。

- ←
- ⑧史が諸司の政を順番に読申する。

すなわち、「司司の申せる政、申給と申す」というのは、弁官・少納言が、大臣・参議等のいる昌福堂に向かって正しく列し、諸司からの報告等を読み上げるに先立って宣言される言葉

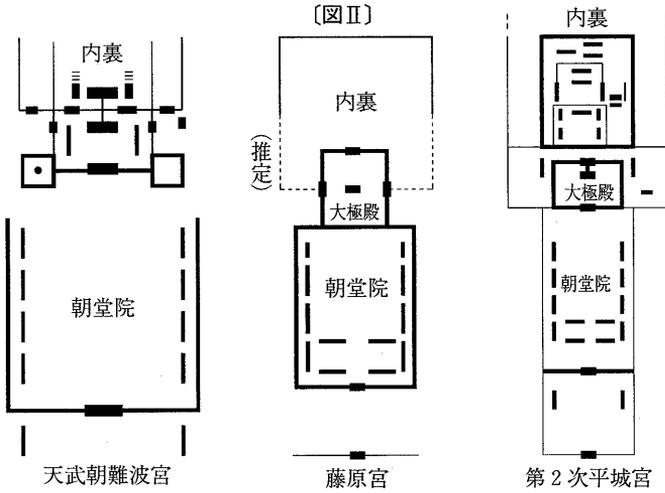
〔図Ⅰ〕 朝堂院概念図



「申し給ふ」の解釈をめぐって

岸(1975)による。

「申し給ふ」の解釈をめぐって



『日本史辞典』による。

である。

また、たとえば、『儀式』（正月二十二日賜馬料儀）には、  
 當月十三日（七月は十日）平旦、中務・式部・兵部等ノ録、  
 依レ次ニ就<sub>レ</sub>左辨官ノ版ニ一。式部ノ録、進就<sub>レ</sub>版ニ申テ云、式部  
 省申<sub>テ</sub>司<sub>テ</sub>司ノ秋冬ノ馬料可賜事上ニ申賜<sub>テ</sub>申。次ニ兵部ノ録、進  
 申亦如<sub>レ</sub>之。次ニ中務ノ録申テ云、中務省申<sub>テ</sub>比女刀禰秋冬  
 馬料可賜事上ニ申賜<sub>テ</sub>申。辨命。候之三省ノ録俱ニ稱唯、退  
 出。

と、中務、式部、兵部の録が、弁官に対して、「馬料可賜事」  
 を、上（その日の政を扱う上位の公卿。大臣・大中納言など）  
 に「申賜」ことを申し出て、弁がそうするように命ずるとい  
 う手続きが見える。このあと、三省の輔・丞・録が太政官の廳に  
 行って、外記に申し出て申政の許可を得て、少納言に率いられ  
 て大臣の前に正しく列す。そこで、また、辨が、「司<sub>テ</sub>司<sub>テ</sub>申<sub>セ</sub>ル  
 政<sub>テ</sub>賜<sub>テ</sub>申」と言ったあと、三省の録が、それぞれの報告を行  
 う。（報告の最後も「申賜」で結ばれる。）

以上の例は、いずれも大臣を前にしての言葉であったが、相  
 手は必ずしも大臣に限られるわけではなく、例えば同じく「儀  
 式」（正月二十五日於宮内省進御新儀）には、

「申し給ふ」の解釈をめぐる

一六六

式部・兵部・宮内の三省の輔・丞・録を前に、「諸司并畿内国司」が薪を進じたあと、録が、「其の札の数を計りて訖て、一の札を取りて」、「司司ノ進ル御新進ノ札若干枚申賜。」と「読申」す。(筆者要約)

と、直接には、省の役人を前にして用いられている例も見えないずれにせよ、これらの平安時代の史料に見える例において、「申し給ふ」という言葉が単なる奏上ではなく、「定められた手続きを踏んだ上での公的奏上」という、極めて特定された意味を持っていることは明らかである。

以上、三例は、それぞれ朝堂院、太政官庁、宮内省の曹司を舞台にして行われた手続きである。これは、政務の肥大化に伴って、「官政」・「外記政」という形で執政の場が朝堂院の外に拡散した結果<sup>(13)</sup>であって、その源となる本来の政は、朝堂院において行われていた。岸俊男(一九七五)は、「朝堂院」は本来朝政の場であり、「推古朝の小墾田宮にも遡る初期の宮室からすでに朝堂が存在し、そこでの朝参・朝政は平安宮まで存続した」ことを述べている。岸は、当初(推古朝・舒明朝・孝徳朝)は、この朝堂院に有位の者全てが朝参して政務を行うのが原則であったことが『日本書紀』の記述から何われることを

指摘している。<sup>(15)</sup> また、図Ⅱに見るように、朝堂院は、時代が進むにつれて内裏と切り離されていったが、天武朝には内裏と一体であった。橋本義則(一九八六)は、「奈良時代以前、天皇が毎日大殿(大極殿)に出御していたことは、大化三年、小郡宮で制定された礼法のなかに、南門から庭に入った官人が庁での執務の前に、庭で再拜することから推測できる」と述べている。<sup>(16)</sup> このように、本来「政」は天皇が大極殿(内裏)で南面し、朝堂院に親王・大臣をはじめとする官人が参列する形で行われるものであった。

b 『延喜式・式部上(朝堂座)』の例は、平安時代でありながら、朝堂院で行われているけれども、

朝座政(『儀式』卷九朝堂儀、『延喜式』卷十八式部上、『日本三代実録』元慶八年五月二十九日条所引貞観式部式)に見える朝堂に於ける大臣執政)は、月の朔及び旬日に行われ、(略)日常的な公卿聴政ではなく儀式的性格を強く帯びていた。(橋本・一九八六)

とあるように、この大臣聴政は儀式化した形式的なものであった。しかし、逆にそれは古来の政のあり方を示すものであるとも言える。そして、その中で、決まり文句のように発せられる

「司司の申せる政、申給と申す」という言葉は、政の中で用いられ続けてきた由緒正しい言葉であり、他の省庁における常の申政において用いられてる「申給」という言葉も、その源は、やはり、奈良朝以前の朝堂院における政に求め得ると考えられるのである。

## 五、天平期までの「申し給ふ」

——「公的奏上」を表すものについて——

そのような目をもつて、天平勝宝期以前の「申し給ふ」の用例を見ると、その意味がよく理解できる。冒頭に挙げた用例のうち、(イ)に分類したものは、

(イ) 上奏の意で、単純に第三者の行為を叙述したものとみなされる例である。このうち、

4 d : 京職大夫従三位藤原朝臣麻呂等<sup>イ</sup>負凶亀一頭献<sup>ト</sup>奏<sup>賜</sup>マ

…

11 : 小田なる山に金有<sup>ト</sup>麻字之多<sup>カ</sup>麻<sup>カ</sup>敝<sup>カ</sup>禮

13 いにしへゆなかりし<sup>し</sup>るした<sup>ま</sup>びまねく<sup>ま</sup>申<sup>ま</sup>多<sup>ま</sup>麻<sup>ま</sup>比<sup>ま</sup>ヌ

という三例は、いずれも臣下(4 d は京職大夫従三位藤原朝臣麻呂、11 は陸奥国守従五位上百済王敬福、13 は、それらの総

「申し給ふ」の解釈をめぐる

合)が「朝政の場で正式に報告した」と解釈される。

一方、

12 b 豊前国宇佐郡に坐す広幡ノ八幡大神<sup>ニ</sup>申<sup>賜</sup>、勅<sup>マ</sup>「神我、

天神・地祇を率ゐいざなひて必ず成し奉らむ…」と勅り賜ひながら成りぬれば…

という例では、朝政を離れて、天皇が八幡大神に対して上奏することに用いられている。しかし、この宣命の出された時期は天平勝宝元799年、大宝律令が発せられてすでに半世紀近くが経過しており、「申給」という言葉はすでに十分に慣用化したものであったと考えられる。そうすると、似た状況であれば流用することができたであろうから、この場合も、朝政における公の奏上と同じ形態をとって八幡大神に奏上したことを言うのではないだろうか。このことは、9の盧舎那仏に対する聖武天皇の上奏が、

天皇、東大寺に幸し、盧舎那仏像の前殿に御しまして、北面して像に対ひたまふ。群臣百寮と士庶とは分頭して殿の後に行列す。

という状況で行われたことから推察できる。

なお、4 a・b・cの三例は、聖武天皇が即位の詔の中で、

「申し給ふ」の解釈をめぐって

一六八

自らが太上天皇に上申することを述べたもので、二章で述べたように、他の表現とのかねあいから聖武天皇の自敬表現とすることが自然であるので、ひとまず除外する。<sup>(19)</sup>

次に、(ロ)に分類したものは、

(ロ) 上奏の意を表し、発話内部の首尾に位置して、発話内容を包む形で、その発話行為をすることの宣言、乃至、説明として用いられたもの

としてまとめることができる。問題の「申したまはくと申す」の類は、全てこれに属する。これらの例から、発話の内容を極力省き、引用を表す「ト」を手掛かりに整理してみた。

まず、

7 太上天皇に奏して曰く「天皇大命ニ坐<sub>レ</sub>奏賜<sub>ク</sub>「…」事<sub>ヲ</sub>奏」

(九詔・天皇の勅使↓太上天皇)

は、「天皇の言葉として太上天皇に公に奏上する」のは「…」という事」と、私<sub>ニ</sub>天皇が言う」という構造に、つまり、「奏賜」は、公に奏上する内容だけをさし、最後の「奏」は、天皇がその場で言ったこと全て（もちろん、最後の「奏」は含まない。）をさすと解される。

8 太上天皇詔報じて曰く「「…」ト奏賜」ト詔大命ヲ奏。又、

「「…」ト奏賜」ト詔大命ヲ奏賜ハ<sub>シ</sub>ト奏。」

(一〇詔・太上天皇↓天皇)

は、「「…」と公に奏上する」と、詔として出す言葉を私<sub>ニ</sub>太上天皇は言う。又、「「…」と公に奏上する」と、詔として出す言葉を公に奏上することだ」と、私<sub>ニ</sub>太上天皇は言う。」という構造である。「…奏賜」の部分が、実際の詔の文だと解するとわかりやすい。末尾が「奏賜」で結ばれる奏上の形式は、平安時代にまで受け継がれていることは、先に見た通りである。三番めの「奏賜」は、一見、余分なようであるが、後半部だけでなく、前半部も含めた形で、ここで正式表明の宣言がなされているのであろう。

9 「天皇ヲ<sub>テ</sub>命、盧舎那像ノ大前ニ奏賜<sub>ヘ</sub>ト奏<sub>ク</sub>「…」事<sub>ヲ</sub>三宝、大前ニ奏賜ハ<sub>ク</sub>ト奏。」

(一二詔・天皇の勅使↓盧舎那仏)

は、「私<sub>ニ</sub>天皇の言葉を盧舎那像の前に公に奏上しなさい」として言うことには、「「…」事を、三宝の前に公に奏上することだ。」と、言う。」となる。この場合も、「…奏賜」の部分が実際の上奏文だと理解すればよい。また、《奏ク「…」ト奏す。》と、発話を表す動詞で、発話の前後をささむことは、桑田氏も

指摘する通り、漢文の語法にもあり、和文脈においても、『曰く』…』と『曰』のように、『古事記』をはじめとして、しばしば見られることである。

12 a c 『天皇ヲ御命ニ坐、申賜ト申、』…』事ヲ申賜ト申。』

(一五詔・天皇の勅使↓八幡大神)

は、初めの「申賜」が命令形なのか、終止形なのか判別し得ないが、命令形とするならば、『天皇の言葉によって公に奏しなさい』<sup>(20)</sup>として言うことには、『…』事を公に奏上する。』と「言う。」となつて、9と同類になり、終止形とするならば、『天皇の言葉によって公に奏上する。』として言うことには『…』となり、初めに、奏上の宣言が行われたと解することができ、いずれにしても解釈が可能である。

これら、実質的な奏上内容の前後に、奏上すること自体を宣言する表現が重なる形式は、

朝政のなかでも、先にみた議政官による聴政はまったく違ってよいほど口頭によって進められる政務であった。すなわち、諸司や弁官の史による読申、大臣による処分などみな口頭によって行われており、たとえ諸司や史による読申のもととなる文書があったとしても、それは直接大臣に

「申し給ふ」の解釈をめぐって

示されることはなく、わざわざ口頭で読み上げられたのである。(橋本義則・一九八六)

とあるような口頭政治において、文書の内容をさらに口頭で奏上する際に生じた形式であると考えているが、この点に関して、木簡その他に行政文書として残された書式との関係において、詳細に検証する必要がある、今後の課題としたい。

以上、奏上の場面で用いられる「申し給ふ」という語は、「申す」と同義ではなく、言わば「公的に奏上する」、すなわち、朝堂院における特定の場面において、定められた手続きを踏んで奏上するという、特定の行為をさし示しているということとを述べた。これは、一般的な意味での「申す」とは実質的に異なる内容を持ち、朝政のあり方と密接に結びついたものである。こうして考えると、A「有坂説」が述べた、「言上する」というのは、具体的ではなかったけれども、「特に鄭重な、儀式的な気持ちを含んだ語」という点で、その性格を述べたものであったといえよう。また、E「桑田説」が、「天皇として、天皇の代理として、官人として、自らを尊重しつつ、また、他からも尊重される姿勢において『申す』と、帰納した状況とも、ほぼ重なるものである。そういった、性格や状況を有する

具体的な行為として、「公的に奏上する」という意義を与えれば、「申し給ふ」という語は、従来理解し難かった文脈の中においても解釈が可能になり、また、一見さまざまな環境で用いられているかに見えていたけれども、それが、一貫した語義の中での用法であることが理解されるのではないだろうか。そして、B「三宅説」も、結論的には異なっていたけれども、それが実質的にさし示していた「上の裁決を求めて踏み行う段階」というのは、まさにここに言う「公的奏上」であったと言えるだろう。

また、「申し給ふ」という表現の解釈は、その辞書的な説明に止まらず、さらに大きな問題を含んでいる。それは、本稿では触れなかった、どうして「申し給ふ」が、このような意義を持つに至ったかということ、すなわち、A「有坂説」が「わからない」とした、「給ふ」の意義である。例えば、一章で引用した『古語大辞典』（小学館・一九八三）では、「給ふ」の原義が「給付する」だったのだという考え方をとっているが、その真偽については検討しなければならない。そして、「申し給ふ」には、もう一つ、D「金田一説」をはじめ、辞書類も指摘する、

(一) 政務を遂行する

という意味があった。冒頭に挙げた例のうち、「天の下」を冠する表現は五つあるけれども、そのうち1・5・6の三例は、尊敬語の「給ふ」とも十分解されるので、とりあえず保留（？）に分類した）するとしても、残る3・10については、尊敬語の「給ふ」とは解しがたく、かつ、「天下（公民ヲ）」とあるところから、「公的に奏上する」という意味でもなく、「政務を遂行する・執政する」という意味に解されるものである。また、(八)に分類した2の例は、その中間的な意味をもつものであろう。そこで、「申し給ふ」の意義を確定するためには、本稿で導かれた、「公的に奏上する」という意味と、この「政務を遂行する・執政する」という意味との派生関係を明らかにする必要がある。そして、実は、この問題が、「給ふ」をどのように考えるかという問題と深く関わり、その「給ふ」からは、一般に言う、尊敬語の用法以前の意義が導かれると考えているが、それらの問題については、稿を改めて詳しく述べることにする。

## 〔注〕

(1) 原文の提示よりも、大意をとることが大切と判断した箇所については、それぞれのテキストに従い、漢字平仮

名交じりの読み下し文に改めた。以下同じ。

- (2) 表記は、仮名書き例をはじめ、「奏・申・白/賜・給」と、さまざまであるが、従来の解釈に従い、全て一括して扱う。

- (3) 実は、従来の論考においては、用例の年代についてはほとんど検討が加えられておらず（有坂（一九四四b）で若干考慮されている）、奈良朝以前から、下つては平安以降のものも同レベルで扱われてきた面がある。なお、祝詞については、年代が確定できないので、ひとまず考察の外に置く。

- (4) 位階を賜う。（テキスト脚注による）

- (5) 新体系の解釈・校訂に従う。同書、補注一七―一八四「詔詞解をはじめ、北川校本・林訓釈などみな原文を『八幡大神ニ申賜（閉止）』とするが、『止』は写本になく、

- (6) ここは「八幡大神に申し賜へ、勅りたまはく」となる。これに対して、三宅清（一九五四）は、『奉る』『参る』等、卑者の詞が、尊者の行為についても用いられるのは、『尊者卑者重點の移行』ということで一般化されるものではなく、轉義（代用）の問題である。しかし、『たまふ』が、『下さる』〔筆者注・「いただく」のほう』が、より適切か？』の意味に用いられた例はない。卑者の言葉としては『たまはる』と言った。（筆者要約）として、反論した。

「申し給ふ」の解釈をめぐって

- (7) この反論の趣旨は、佐藤①と共通するのみならず、実は「申したまふ」の実質的な意義の上では有坂説とも一致する。

- (8) この問題は、まさに、有坂が自ら課題として残したA⑤の問題にほかならない。

- (9) 有坂秀世（一九四四c）は、もし、義門が言うように、宣る人自らの行為であるとすれば、「上の人から下の人に向つてなす行為を表す『給』であるとしている。」「皇ト坐朕」のように、他にも自身に対する敬語が多

- (10) 用されている

- (11) 『延喜式』（式部上・置版位）凡昌福堂、含章堂及含嘉堂版位、竝置二前庭向二正北。餘司各置二堂後。其版位皆二枚。（公事就二前。私事就二後）

- (12) 『延喜式』の条文からは、どの堂の座についたかはわからない。それほど多くの人員が一堂に入り得たというのも不自然なので、一度礼をしたあと、各自の座に戻って座したのではないかと推察するが、憶測に過ぎないので、橋本氏の記述に従う。

- (13) 天平十年頃には「太政官廳」朝堂院の太政官の庁に於いて、後の「外記政」「官政」における弁官申文・三省政と同様の方式で公卿廳政が行われることになっていった（『令集解』卷二職員令太政官条による）（橋本・一九

「申し給ふ」の解釈をめぐって

一七二

八六。

- (14) 舒明八年七月己丑・大化三年是歲  
(15) 官人の増加に伴い、天武朝にはすでに朝参の日が制限されるようになったという。(同書)  
(16) 奈良時代の朝政への天皇出御については、見解にゆれがあり、橋本氏としては、儀式以外の天皇の出御は特別なことだったのではないかとしている。

(17) 注(5)参照。

(18) 注(13)にあったように、天平十年ごろには太政官廳も朝堂院を離れて太政官庁で行われることがあった。

(19) このような自敬表現が生まれる背景には、やはり、本稿で述べるような「給ふ」の用法があるのだが、その点に関しては稿を改める。

(20) 有坂(一九四四b)は命令形として扱った。準拠したテキストでは、いずれも終止形として扱われている

(21) 森山由紀子(一九九五)〔予定〕

【朝政関係の用例】〔万葉仮名は、適宜片仮名に直す。〕

a 『延喜式』(中務省・女官季祿)

中務省申々、宮人春夏祿可給事上三申給ハムト。

b 『延喜式』(式部上・朝堂座)

大臣就昌福堂座二。訖乃大納言先進就昌福堂座一。于時大臣喚召使二。稱唯就版而立。大臣命曰、召大夫等一。召使稱唯退就含章堂版一。北向召之。中納言

以下共稱唯。進就昌福堂座一。訖左右辨官了政。五位以上於堂前降立。六位以下於堂西降立。少納言、左右辨先進就前版二而揖。外記、左右史後走就版後。竝北向。(以東為上) 立定大臣命曰召之。五位以上俱稱唯。次六位以下俱稱唯。五位以上隨色昇階就座。訖乃六位以下俱引就庇案下一北向立。

辨一人申云、司司ニ申政申給ト申。史依次讀申。每一事畢、大臣處分。隨事稱唯。訖六位以下先以次退ニ至於堂後一而立。次五位已上亦退。皆於階及版下揖ニ至於堂前一。立定五位以上依次揖就座。六位以下俱昇就座。訖左史一人申曰。申政。辨宣曰。任申ニ。史俱稱唯。(右亦如之) 參議以上隨次而退。畢少納言、辨依次退出。諸官乃退。

c 『北山抄』(卷七・外記政)

上臈辨起座、申々文之由二(云一本、云司々乃申政申給ト申者一)(一本二字ナシ)、上宣、與之、詞終、給申ト申者一(三字一本ナシ)、上宣、給。

d 『北山抄』(卷六・諸国申請増加鎮守明神位階封戸事)

…又、新申給封戸者、先勳位階給例等、可被裁定。

【文獻】

有坂秀世(一九四四a)「金有等麻宇之多麻蔽禮」について(『國語音韻史の研究』三省堂・『國語と國文学』昭和十三年一月の同名論文を一部改稿)

有坂秀世（一九四四b）『申し賜へと申さく』について

〔國語音韻史の研究〕三省堂・初出は『國語と國文学』

昭和一五年八月

有坂秀世（一九四四c）「祝詞宣命の訓義に關する考證」

〔國語音韻史の研究〕三省堂・初出は『國語と國文学』

昭和二年五月

春日和男（一九七二）「古代の敬語Ⅰ」〔講座國語史6敬語

史〕大修館

金田一京助（一九五九）『日本の敬語』（角川書店）

岸俊男（一九七五）「朝堂の初歩的考察」〔檀原考古学研

究所論集創立三十五周年記念〕吉川弘文館

桑田明（一九六一）「申したまふ」私見〔未定稿九号〕

東京教育大学文学部未定稿の会

佐藤喜代治（一九五五）「萬葉集における待遇表現」〔萬葉集

大成六〕

時枝誠記（一九五三）「申し給ふ」についての考〔國語と

國文学〕三〇—二二

西宮一民（一九八一）「上代敬語と現代敬語」〔講座日本語

学9敬語史〕明治書院

橋本義則（一九八一）「外記政の成立」〔史林〕六四—上

橋本義則（一九八六）「朝政・朝儀の展開」〔日本の古代7

まつりごとの展開〕中央公論社

三宅清（一九五三）「申し給ふ」の意義〔國語と國文

「申し給ふ」の解釈をめぐる

学〕三〇—六

三宅清（一九五四）「申し給ふ」について〔國語と國文

学〕三一—六

森山由紀子（一九九五）「申し給ふ」における「給ふ」の意

義——敬語的用法以前の「給ふ」——〔同志社女子大

学学術研究年報〕四六（予定）

〔日本国語大辞典〕小学館（一九七六）

〔時代別国語大辞典上代編〕三省堂（一九八三）

〔古語大辞典〕小学館（一九八三）

〔日本史辞典（第二版）〕角川書店（一九七四）

〔テキスト〕

〔延喜式〕〔新訂増補国史大系〕（一九八九・吉川弘文館）

〔古事記（新訂版）〕西宮一民（一九八六・楓風社）

〔儀式〕〔新訂増補故実叢書三三〕（一九五四・吉川弘文館）

〔続日本紀宣命校本・総索引〕北川和秀（一九八二・吉川弘

文館）

〔続日本紀一—三〕青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮

幸（一九九〇・岩波書店）

〔北山抄〕〔新訂増補故実叢書三三〕（一九五四・吉川弘文

館）

〔萬葉集本文篇〕佐竹昭広・木下正俊・小島憲之（一九六

三・塙書房）

——〔本学専任講師〕